

# 生徒部だより <第4号>

宮城県小牛田農林高等学校  
令和4年12月22日

## 冬季休業中の生活について

12月24日(土)～令和5年1月9日(月)まで冬季休業期間となります。1年間を振り返り、新年の目標を定める良い機会となります。一方、気分が開放的になることで生活リズムを崩したり、事件や事故に巻き込まれたりしやすい時期でもあります。3年生は、来春4月からの新たな生活に向け、万全な体制でスタートを切る為にも大切な準備期間となります。1・2年生においても、健康に十分留意し、しっかりとした1日の計画を立て、自律した生活を送りましょう。

冬休み明けの登校日は、令和5年1月10日(火)全校集会です。正装(ネクタイ・リボン着用)で登校してください。

### (1) 生活の充実及び心身の健康について

- ① 「新しい生活様式」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症対策の実践と心身の健康の保持増進、インフルエンザ等の感染予防に努めてください。
- ② 年末年始を機会とした、1年間の反省と新年の計画立案を行いましょう。
- ③ 規律ある生活の実践と自主的な学習、読書、芸術鑑賞、スポーツ活動等に積極的に取り組みましょう。
- ④ 他人に配慮した、節度ある言動に努めましょう。

### (2) 事故やトラブル等の未然防止について

- ① 交通事故には十分注意してください。
  - ・積雪や凍結路面での自転車や歩行中の転倒
  - ・飛び出しや路上での遊戯等による事故
  - ・横断歩道での事故
  - ・スマホ操作をしながらの歩行や自転車乗車中のイヤホン着用等による事故
- ② 暖房器具等火気の取扱いに注意すること  
火遊びは絶対にしないこと
- ③ 痴漢、不審者に遭遇した場合はすぐに逃げること。必要に応じて警察へ通報すること。
- ④ アルバイトは、学校の許可を得たうえで従事すること

### (3) インターネット上の問題行動の防止について

- ① SNS等への個人情報(学校名、氏名、画像)等の掲載  
自撮り画像の送信は絶対に行わないこと
- ② SNSやインターネットを通じて知り合った面識のない人とは絶対に会わないこと
- ③ SNSやメール等を利用した誹謗中傷や他人が嫌がることを書き込むなどの行為を絶対にしないこと
- ④ 出会い系サイト等のインターネットの有害サイトへの接続はしないこと
- ⑤ 他人のIDやパスワードを使って、不正にアクセスする犯罪行為を絶対しないこと
- ⑥ ネットオークション等における不正な行為をしないこと

### (4) 問題行動等の防止について

- ① スマートフォンや通信機能のあるゲーム機等の不適切な使用を避けること
- ② 深夜徘徊、無断外泊しないこと
- ③ 万引き、自転車やバイク等の窃盗、無免許運転、飲酒、喫煙、薬物乱用等の犯罪行為を絶対しないこと
- ④ ナイフやエアガン等の危険玩具の所持や、暴力行為は絶対にしないこと
- ⑤ 不健全な異性交遊はしないこと

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

## ★ピックアップ「自転車の安全な利用について」★

農林生の学校生活の様子から課題として挙げられるのが「自転車の利用方法」です。自転車は、法律上「軽車両」と位置付けられ、運転方法についても細かな規定があります。これを守らなければ、法令違反となり処罰の対象となります。正しいルールを知り、安全に運転しましょう。

### 自転車安全利用五則

- 1 **自転車は、車道が原則、歩道は例外**

歩道と車道の区別のある所は車道通行が原則です。自転車道があるところでは、自転車道を通りなければなりません。「自転車の歩道通行可」の標識がある場合は、運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体が不自由な方の場合や、車道または交通状況から見てやむを得ない場合などは歩道を通ることができますが、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止するか自転車を押して歩かなければなりません。
- 2 **車道は左側を通行**

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。（右側通行は禁止）
- 3 **歩行者歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行**

自転車が歩道を通りする場合は、車道よりの部分を原則徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合には、一時停止、又は自転車から降りて歩きましょう。
- 4 **安全ルールを守る**
  - (1) 飲酒運転は禁止  
自転車も飲酒運転は禁止
  - (2) 二人乗りは禁止  
16歳以上の運転者が幼児一人を幼児用座席に乗車させる場合などを除き、二人乗りは禁止
  - (3) **並進は禁止**  
並進とは、2台以上の自転車が横並びになって通行することです。「並進可」標識のある場所以外では並進禁止 【罰則】2万円以下の罰金または科料
  - (4) 夜間はライトを点灯  
夜間は前照灯及び尾灯（又は反射材）をつける。 【罰則】5万円以下の罰金
  - (5) 信号を必ず守る。
  - (6) 交差点での一時停止と安全確認  
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行すること
  - (7) **携帯電話・スマートフォンなどを使用しながらの自転車運転もやめましょう。**  
携帯電話・スマートフォンで通話や操作をしながらの運転や、イヤホン装着した状態の運転は、道路交通法第70条の安全運転義務、宮城県道路交通規則第14条に違反となる。周囲の状況を認知できなくなるため、事故に遭う可能性が高くなります。また、加害者となった場合、多額の賠償を求められます。
- 5 **ヘルメットを着用**

宮城県においては、自転車安全利用条例において、全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用の努力義務が定められています。さらに、今後、道路交通法においても、ヘルメット着用の規定が新設されるようです。

